

## フランスにおける大学教育の質的保証に関する一考察

### — 国家学位と認証制度(*habilitation*)を中心として —

大場 淳 (広島大学)

#### はじめに

我が国においては、近年大学・短期大学への進学率がほぼ5割に達し、更にこれら以外の高等教育機関への進学者を含むとその率は7割を超えるという、トロウの言う高等教育のユニバーサル段階、少なくともマス段階の最終局面に到達している。そのような中で、大学生は学習歴や能力、年齢、出身地(国)などの点において多様化し、それぞれの学生に適した教育を提供することが非常に困難な状況となっている。

他方フランスでは、高等教育への進学率は近年5割程度に達しているが、増え続けてきた高等教育進学者の大半を受け容れたのは大学である。大学は、中等教育修了の証書であるとともに大学第一学位とされるバカロレアを有する者全てに開放されており、特に技術バカロレア、職業バカロレアがそれぞれ1960年代、1980年代に創設されてからは、学生の多様化に拍車がかかった。

更に、同国では、高等教育の実施は国の責任(国民教育)の一環であるとされており、原則として無償で提供されているだけでなく、全ての社会階層の者が進学する機会が与えられるように配慮が施され、様々な社会的背景を持つ学生が進学してきていることも、学生の多様化に寄与している。

本稿では、フランスにおいて高等教育の大衆化を担ってきた大学の教育について、特に国家学位<sup>1</sup>、すなわち大学が提供する教育について、これを修了した者に授与される学位が求める基準に合致していることを国が認証し、学位の質を担保するという制度を取り上げて検討する。そして、それが大衆化する学生を対象とする大学教育の質的保証にどのように寄与し、また、どのような課題に直面しているか等について考察するものである。

なお、フランスでは、現在、欧州高等教育圏創設へ向けて、新たな学位制度であるLMD<sup>2</sup>に基づいた全く新しい大学教育が導入されてきている。LMDは国と大学との契約更新の時期に合わせて順次大学に普及し、2004年秋には全ての大学で採用されるに至った。本稿では、主としてLMD導入以前の大学教育を取り扱う<sup>3</sup>。

## 1 フランスにおける高等教育の大衆化

フランスの高等教育は、大学を始めとする多様な高等教育機関によって担われている。

- 1 仏語では、日本語の学位等に相当する単語として、"grade"、"titre"、"diplôme"があり、通常、それぞれ「学位」、「称号」、「免状」と翻訳される。免状は、特定の教育領域毎にその学修成果を認定する証書として授与され、その保持者に対して大学教育全領域共通である学位又は称号が授与される。法令上、バカロレア、リサンス、博士が学位とされている(LMD導入によって修士(Master)が追加された)。一般的にはこれら全てを包括する表現として"diplôme"が用いられることから、本稿では、特に法令を翻訳する場合等を除いて、関連する日本語表記として「学位」を用いる。
- 2 フランスにおける新しい学位であるLicence、Master、Doctoratに基づいた大学教育又は学位制度である。それぞれの頭文字を取って"LMD"、又は、それらの標準的修学期間を取って"3-5-8"と表される。最近では、修学期間より必要単位が重視されるようになったことから、"3-5-8"よりも"LMD"の方が一般的に用いられるようになってきている。
- 3 LMDに基づく大学教育については、大場(2005b)を参照されたい。

2003-2004年度現在、高等教育機関に在籍する学生数は2,255千人である。そのうちの三分の二近くの1,312千人が大学に在籍しており、大学は最も多くの就学者を収容する高等教育機関となっている。

大学（技術短期大学部(IUT)を含む）への進学者は、1990年代前半までは一貫して増加し、1980年に86万人だった大学生は、1990年には118万人になり、1995年には157万人に達した。1990年代後半以降は大学への進学者は減少し、代わりに他の機関への進学が増え、全体としては緩やかな増加傾向を示してきている。

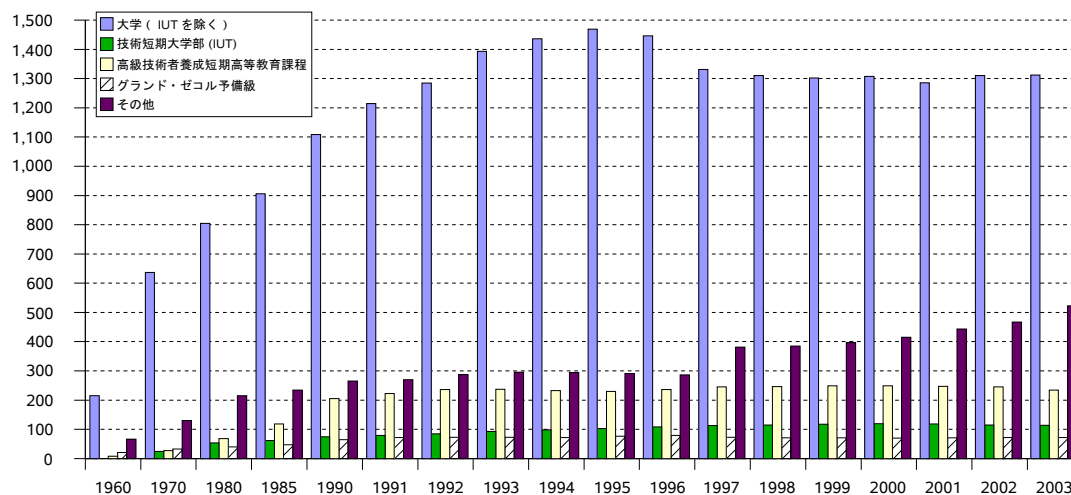


図 1 機関種別の在籍者数の推移

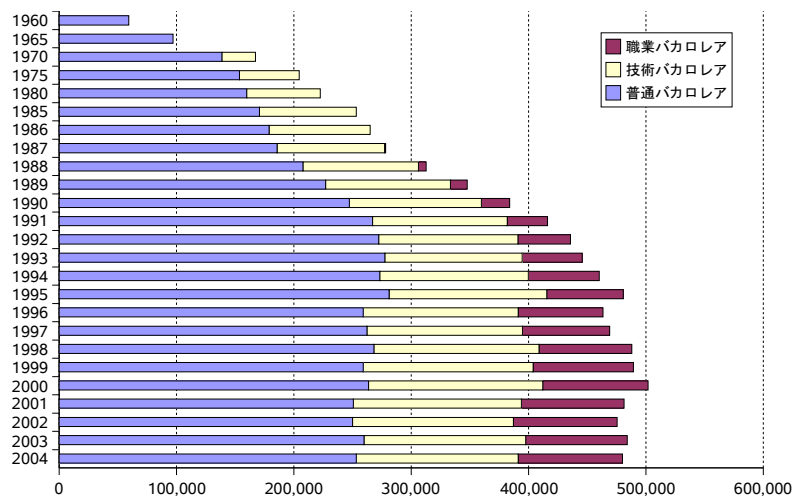


図 2 バカロレア合格者数の推移 (千人、2004年は暫定数)

他方、高等教育への条件となるバカロレア合格者は、1990年代前半まで一貫して増えてきた。近年は50万人弱を推移し、また、該当年齢層に占める割合は6割強であって、これらの数値に大きな変化は見られない。バカロレア合格者のうち約8割の者は高等教育機関

に進学し<sup>4</sup>、各年代の高等教育機関進学率は大凡5割程度となっている<sup>5</sup>。

高等教育機関のうち大学は入学者の選抜を行わず、原則としてバカロレアを有する者全てに開放されている。しかも、低廉な登録料を除けば無償であり、また、奨学金、低廉な学生寮や食堂などといった生活面での支援もあることから、非常に多様な出自の学生が大量に入学することとなった。特に、1968年に技術バカロレアが、そして1985年に職業バカロレアが創設され、従来とは異なった試験が実施されるようになってからは、進学者の増加や学生の多様化に拍車がかかった。また、大学生の増加に施設整備や教職員配置が追い付かず、この時期大学における学生の学習環境が大幅に悪化した。教員一人当たりの学生数は、2002年現在、日本の11.2人に対してフランスは17.9人となっている（DEP, 2005）。

こうした学生の多様化や学習環境の悪化は大学教育を困難なものとし、例えば、入学後にほとんどの学生が在籍する大学一般教育課程(DEUG)の一年次終了時に行われる進級試験に合格する者は半数にも満たず、その結果退学する者は全体の四分の一以上に及んでいる。このため、一年次を中心とした様々な教育改革や支援方策が実施されてきているが、必ずしも期待されたような効果を上げているとは言い難い（大場, 2004a）。

## II フランスの大学教育

大学教育は、それぞれ2年で構成される第一期、第二期、そしてそれ以降の第三期に区分される（図3参照）。最も典型的なコースは、第一期の大学一般教育課程(DEUG)後、第二期のリサンス及びメトリーズの両課程を経て、第三期の専門研究課程(DEA)又は高等専門職課程(DESS)へと進むコースである。

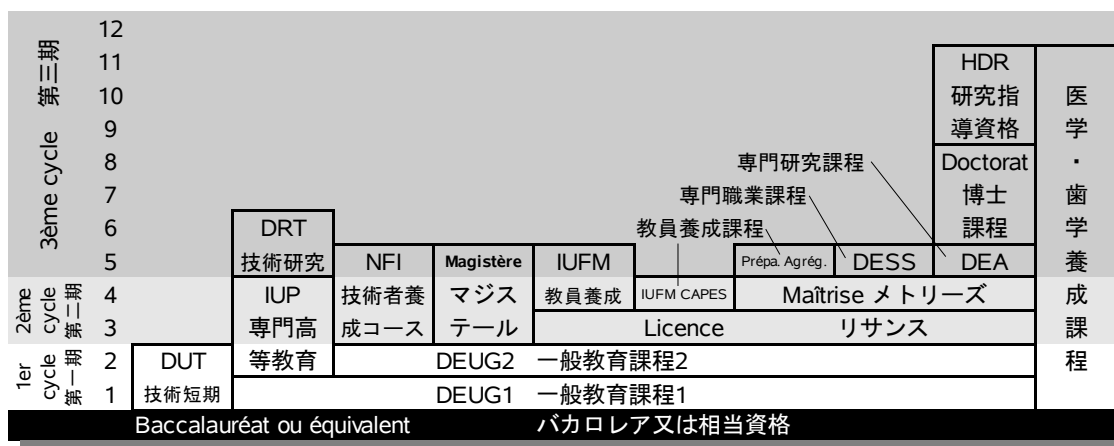


図3 大学の教育課程 (LMD 導入以前)

高等教育の大衆化に伴って大学教育の職業化(professionnalisation)や多様化(diversification)

- 2001年のバカロレア合格者の進学率は、それぞれ、大学49.0%（うちIUT9.1%）、グランド・ゼコル予備級7.2%、高級技術者養成短期高等教育課程(STS)20.2%、その他5.9%であった。これらの合計は81.3%であるが、複数の機関に登録する多重登録者がいるので、実際の進学率は当該合計値を下回る（ちなみに、普通バカロレア取得者の進学率の合計は106.1%である）。
- フランスでは、留年や生涯学習の進展等によって高等教育に進学する年齢にばらつきがあり、日本の進学率と比較しうる数値を得ることは困難である。ちなみに、2002年現在、20歳の者のうち40%は高等教育を受け、11%は中等教育を受けていた（DEP, 2005）。

が進み、職業技術教育短期大学課程(DUT)や大学附設職業教育センター(IUP)といった様々な職業領域に対応する教育プログラムが設定されてきている<sup>6</sup>。この意味で、高等教育の大衆化は職業化と同義であると言われる (Renaut, 1995 : 208)。

これらの教育を担当する組織は、大学の基本構成単位である教育研究単位(*unité de formation et de recherche : UFR*)を始めとする組織である<sup>7</sup>。UFRは専門領域毎に設置され、第一期から第三期までの教育を担当する。米国や日本で見られる大学院に相当する組織は存在しない。但し、近年、博士課程教育については、複数のUFR等が連携して教育を提供する教育プログラムである博士学院(*école doctorale*)を中心として実施されるようになってきている。また、LMDに基づく教育プログラムは、プログラムとしての整合性を図りつつも、UFR等が連携して一つの学問領域を超えて幅広く教育を提供することとしている。

学位の有効性に関して、法律(サバリ法第17条第2項第3段落 / 教育法典L. 613-1条同箇所)は、「一つの国家免状は、どの機関が授与しようとも、その保持者に対して同等の権利を与える」と規定する。すなわち、各大学が提供する教育プログラムを国が認証することによって、教育の質を担保するとともに、同じ名称を有するプログラムは全国どの大学で履修しても同じ内容の授業を受けることが可能であることを目的とし、以て教育の機会均等を図ることとするものである。

しかしながら、Romainville (2002) が冒頭から指摘するように、フランスの大学教員においてはフンボルト流の学問の自由を重んじる傾向が強く(同:4)、教育方法や成績評価は各大学や教員によって大きく異なっているのが現状である。したがって、当該規定は、国家公務員試験等の受験資格においては意義を持つものの、実際の学位の社会的評価はそれを出した大学によって異なる。こうした状況をDejean (2002 : 28) は、国家学位をもって誰もが知っている「虚構(*fiction*)」と描写している。

それでは、次に学位授与権及び教育内容を国が認証(*habilitation*)することを内容とする「国家学位(*diplôme national*)」の制度について見ることにしたい。

### III 国家学位と認証制度

#### 1. 国家学位(*diplôme national*)

1984年の高等教育法<sup>8</sup>第17条(教育法典L.613-1条)第1項は、大学の学位授与権は国家の独占と定め、国家が学位の質を担保することとしている。このため、学位を授与できるのは国が設置する大学のみであり、更に各大学が学位プログラムを設定するに際しては、その都度国から授与権の認証(*habilitation*)を受けなければならない。当該認証は、次の二つの機能を果たすとされる (Cour des Comptes, 2003 : 258)。

- 1) 大学における教育プログラムが学位授与に関して定められた基準に合致していることを証すること。
  - 2) 大学に当該教育プログラムを実践し、対応する学位を授与することを許可すること。
- 国による認証を必要とする学位、すなわち国家学位(*diplôme national*)の種類は、高等教育

6 大学教育の職業化については、大場 (2005a) 参照。

7 教育研究組織については、大場 (2003) 参照。

8 Loi no 84-52 du 26 janvier 1984 sur l'enseignement supérieur. 通称サバリ法(Loi Savary)。現在では、その大部分が教育法典に収録されている。

法第 17 条（教育法典 L.613-1 条）第 2 項の規定を受けた政令第 84-573 号（表 1）及びその他の個別の政令で規定されている。

表 1 政令第 84-573 号（制定当初）で定められた学位とバカロレアからの標準学修年限

名称	創設年	バカロレアからの標準学修年限
法科適格証(certificat de capacité en droit)	1804	Bac+0/Bac+1
バカロレア(baccalauréat)	1808	—
大学短期技術教育免状(diplôme universitaire de technologie)	1966	Bac+2
大学一般教育免状(diplôme d'études universitaires générales)	1973	Bac+2
リサンス(licence)	1973	Bac+3
メトリーズ(maîtrise)	1973	Bac+4
高等専門職課程免状(diplôme d'études supérieures spécialisées)	1974	Bac+5
専門研究課程免状(diplôme d'études approfondies)	1974	Bac+5
博士(doctorat)		Bac+8
研究指導資格(habilitation à diriger des recherches)		

国による認証の有効期間は、原則 4 年である。現在、教育プログラムの認証は国と大学との間の四年契約の枠組<sup>9</sup>の中で取り扱われており、したがって、毎年 2 ~ 3 割程度は契約の枠外で申請されるが、各大学が学位プログラムの認証を申請できるのは、基本的には 4 年に一度の契約更改の時である。2000 年現在、継続されているものも含めて、全大学で 1 万件弱の教育プログラムが認証され提供されている。

なお、国家学位とは別に、各大学が独自に学位を設定することが可能であり（高等教育法第 17 条第 6 項 / 教育法典 L.613-2 条）、それについて国の認証を受ける必要はない。しかしながら、国家公務員採用試験等の受験資格として認められないなどといった社会的通用制の点で制約がある。

## 2. 学位プログラムの認証<sup>10</sup>

### (1) 認証の手続

国家学位授与を目的とした教育プログラムの認証は全て国民教育省<sup>11</sup>で行われる。国民教育省は、毎年夏に全国の大学に対して、翌年に新規に開設乃至更新される学位プログラムの認証に関する方針や手続を正式に通知する。大学当局には、当該通知の前に詳細な方針が伝えられ、例えば 2003-2006 年の契約更改に向けて出された文書（Direction de l'Enseignement supérieur, 2001）は、学内の教育組織の枠を超えた大きな学問領域<sup>12</sup>毎に、

9 大学等が中長期的な計画を策定し、それに基づいて国と契約を締結し予算配分を受けること。四年契約については、大場（2003/2004b）参照。また、具体的な契約の例については、国民教育・研究・技術省 / ブルゴーニュ大学（服部憲児訳）「ブルゴーニュ大学：発展 4 年契約 1999-2002 年」（高等教育研究叢書 72）を参照されたい。

10 本節の記述は、主に Cour des Comptes（2003）、Kletz & Pallez（2001）、Manceau（2002）に依拠した。

11 フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上「国民教育省」と記す。直近では、2004 年 3 月の内閣改造で、「青少年・国民教育・研究省」から「国民教育・高等教育・研究省」に変更された。

12 具体的には、「法学」、「経済・経営学及び経営管理」、「美学」、「文学・言語」、「人

LMDの段階別に編成することを教育プログラム編成の基本方針としつつ、教育内容、教育方法、教育組織（担当教員）、試験その他の成績評価、修了した学生がとり得る進路、学生支援方策等の各種項目に亘って計画を策定することを求めている。

これを受けて、各大学は四年契約の基礎となる大学計画を踏まえつつ、教育プログラムの編成についての検討を行う。その際には、大学計画の中の教育以外の要素（研究や地域貢献等）との整合性を図ることが求められている。そして、プログラム開始の一年前である同年の秋に、インターネットを通じて国民教育省に対して学位プログラム認証の申請を行う。申請数は2001年は2,880件（うち約2千件が契約の枠内での申請）であるが、対象となる大学数が年によって異なることから数は一定せず、多い年は4千件を超える申請が行われる。全体としては、申請が増える傾向にある。

申請された書類は、大学教員から非常勤職員として任命される8人の学術調査官(*conseiller pédagogique*)に学問領域毎に振り分けられ、審査に付される。各学術調査官は、更に書類を学問領域別の専門家（学術調査官毎に10～30人）に送付し、評価を求める。各専門家に送付される申請書の数は15～40である。

当該専門家は大学教員、特に教授であり、その経験や学術上の業績等に基づいて選任され、無報酬で審査に従事する。選任は年毎であるが、中には続けて選任される者もある。申請書の審査は、自己の大学とは関係のない大学についてのみ行うこととされ、2000年からは、当該専門家の氏名等については、外部からの影響を避けるために公表されないこととなった。

学術調査官は専門家から出された評価を取りまとめ、更に自らの評価を付して、学位プログラムを実務的に審査する大学教育計画専門委員会(*Comité d'expertise des projets pédagogiques des établissements : CEPPE*)に提出する。評価は次の4段階で行われる。

F : 合格(*favorable*)

A : 修正を必要とする(*demande d'aménagement*)

C : 内容の追加を必要とする(*demande de complément*)

D : 不合格(*défavorable*)

CEPPEは、3月中旬に開催され、更に大学とのやり取りに基づいた修正に基づいて、再審査のための二度目の会合が5月上旬に開催される。CEPPEの議長は、大学関係者（元大学長等）から選任され、学術調査官、大学の地域配分に関する国民教育省担当部署の担当官、大学顧問(*conseiller d'établissement*)<sup>13</sup>がその構成員となる。

CEPPEの審査結果は、5月末、高等教育・研究審議会(*Conseil national de l'Enseignement supérieur et de la Recherche : CNESER*)<sup>14</sup>に報告され、そこでの審議結果に基づいて、その年の夏、国民教育大臣は学位プログラム認証についての最終的な決定を行う。

申請から認証までの手順を図4に示した。

---

文科学」、「科学技術」、「体育・スポーツ科学技術」、「医学及び歯学」、「薬学」の9領域が例示されている。

13 国民教育大臣によって大学関係者（元学長が多い）から任命され、国民教育省と大学の間に立って、大学の計画策定や四年契約の締結、毎年の予算要求等について各大学に助言する。

14 1984年の高等教育法（サバリ法）第64条（教育法典L.232-1）で規定された、国民教育大臣を議長とする高等教育政策に関する諮問機関（義務的諮問事項を含む）である。大学等の高等教育機関関係者（教職員及び学生計41名）並びにその他の各界代表（教育、文化、学術、経済、社会等から計21名）で構成される。

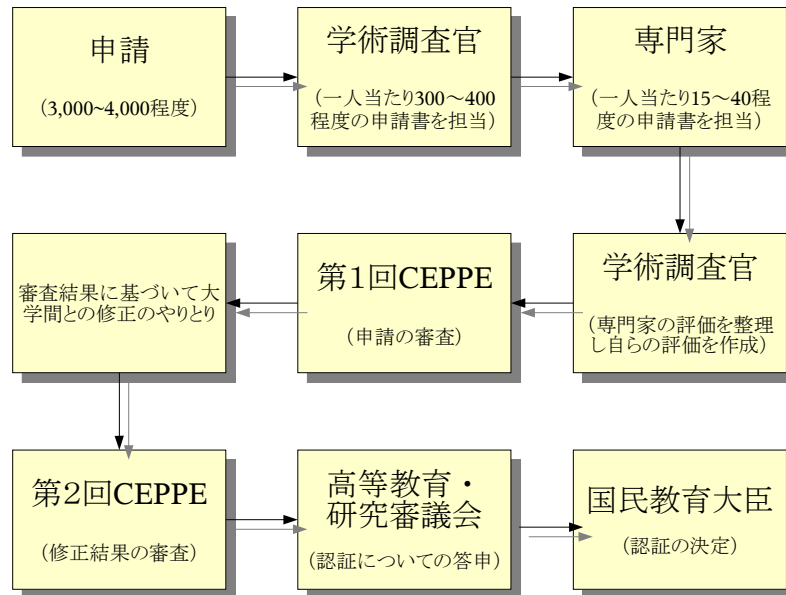


図 4 学位プログラム認証の手続

申請された学位プログラムの審査は、それなりに厳しい。2000年に新規申請されたプログラムのうち、32%は不合格とされた。不合格率は特にDESSで高く、36%に達する。半面、第一期教育のプログラムの認証率は高く、不合格とされたのは約四分の一である。なお、認証の更新についてはほとんどのプログラムが修正無しで受理され、最終的に再認証を受けたプログラムの率は99%を超える<sup>15</sup>。

## (2) 認証制度の課題

学位プログラムの認証は、学位の質を保証する手段として構想されたものである。実際、認証制度があることによって、各大学では、教育プログラム策定に際して、教員個人だけでなく学内において広く検討する機会となっており、また、認証の申請書類やその結果を公表することによって、学生に対して事前に講義の内容を詳しく周知することが可能となっている。

しかしながら、大学が大衆化し、多様なプログラムが数多く提供されるに及んで、申請された教育プログラムの適否を十分に審査することが困難になってきている。実際、CEPPEでの審査は平均すると一プログラム（新規及び更新）当たり僅かに2~3分にしか過ぎず、問題とされる案件でも討議の時間が15分を超えることはない。このため、審査する者（学術調査官及び専門家）の関心の対象は専ら新規のプログラムであって、再認証の対象となるプログラムについてはほとんど審査されていないのが現状である。また、CEPPEでの審査は、F（合格）が付けられた案件はほとんど審査されず、専らD（不合格）が付けられた案件に時間が割り当てられている。

その結果、会計監査院が監査報告書（Cour des Comptes, 2003 : 260）において、「（認証制度は）質的保証に不可欠の教育の提供とそのための資源を制御する手段としての機能を失っており、もはや教育内容の質を保証していない」と述べるように、各方面から認証制度の有効性に対して強い疑問が呈示されるに至っている。

15 2001年の再認証申請数は1,780件であり、そのうち不合格となったのは14件（0.79%）である（Dejean, 2002 : 29）。

当該会計監査院報告書は、認証制度の主たる問題点について次の4点を指摘している。

#### ア 基準の不遵守

大学は一旦認証を受けると、往々にして国の規則で定められた教育に関する基準を守らない傾向がある。会計監査院の調査によれば、ある大学の英語メトリーズのプログラムでは、最低350時間の教育が提供されなければならないところが、190時間しか提供されていなかった。また、教育手法による区分（講義、実習、演習）は、教育時間以上に守られていない。

#### イ 資源配分機能の欠如

大学が提供する教育に対応した資源（予算や定員）の配分が行われていない。すなわち、提供される教育が増えたのに応じて新規の教員定員或いは非常勤講師を採用するための予算が必要となるが、必ずしもそれが担保されていない。しかも、国民教育省は、学位プログラムの認証の結果必要となる資源について掌握する手段を持ち合わせていない。

#### ウ 提供される教育の方向付けができないこと

大学教育に関する国民教育省の方針は、一般教育を維持しつつ、職業教育を充実させることとしている。しかし、認証制度は各プログラムが基準に合っているかを保証することが目的であって、そうした教育内容に踏み込んだ誘導を行うには適していない。

#### エ 欧州高等教育圏への対応

2010年に創設が予定されている欧州高等教育圏においては、博士課程以前は学士・修士を基礎としつつ、多様な学生の需要に合わせた様々なコースが提供されることが想定されている。新たな学位制度では、教育プログラムの内容が基準に合致していることよりも教育の結果を重視することとされており、現在の認証制度が教育内容を細かく規定するとしている点については概念の再構成が必要である。

特に、上記ウで示された教育の方向付けができない点は、社会の要請に大学教育を対応させていく上で最大の課題であると捉えられている。Manceau (2002:5) は、CEPPE並びにCNESERの役割は、それぞれの学問領域からの適否を判断するのみであって、大学の政策や地域や国全体の必要性との関連を確保する機能を有していないと指摘している。また、Kletz & Pallez (2001) は、報告書のまとめにおいて、教育プログラムは、国民教育省の審査が止めることができないインフレの悪循環(*spirale inflationniste*)の中で増殖し<sup>16</sup>、大学の中でも国民教育省においても契約の他の要素との適切な関連付けが十分に行われていないことを述べている。

## IV 国家学位の将来

以上、国家学位について認証の手續と制度上の課題について見てきたが、高等教育大衆化あるいはユニバーサル化の時代を迎えて、認証制度によって国が大学教育内容を統制し、教育の質的保証を図ることは、既に限界に達している様子が窺える。むしろ、大学が地域や国全体からの様々な要請に応えることを妨げている要因ともなっているとも言えよう。

16 その原因として、教育プログラムの提案は各教員に求められ、各教員は自己の専門領域に基づいて提案を行うこと、そして、その審査は、プログラムの内容や大学の方針に基づくよりも、それぞれの学問領域の基準に従った形式的な質的基準に基づいて行われること、国民教育省による再認証審査は非常に簡素で事後的評価は全くといっていいほど行われないこと、更に、プログラム廃止の提案は滅多に行われないことなどを挙げている。



現在新たに導入されつつある LMD に基づく教育においては、前章で述べられたように、個々の学生の必要性に合わせた多様な教育プログラムが用意されることが想定されている。教育の質的保証は、認証制度によるプログラム内容の事前の統制から、学生の就職やその他の進路或いは学生や雇用者による満足度等によって判断するという教育の結果を重視したものへと軸足を移していくこととなっている。そして、そのための評価の仕組み（評価委員会等）が設けられてきているところである。

しかしながら、フランスでは、国による認証は、学位の社会的通用性を担保する上で必要不可欠なものとして捉えられており、その継続を求める声が極めて強い。例えば、大学等の高等教育機関を代表する組織である大学長会議(CPU)は学位に関する国の関与を一貫して求め、LMD 導入に関して議論した 2003 年 11 月 27 日の総会において、国家学位維持を求める動議を全会一致で採択した。また、LMD 導入や大学自律性（自治）の拡大<sup>17</sup>に反対する学生運動においても、国による学位の通用性担保を強く訴えているところである。これらを受けて、国民教育省も、LMD 導入の検討に際して、再三に亘って学位の国による認証を継続する意向を表明している。

認証制度の問題点を指摘した前述会計監査院の報告書も、認証制度の廃止を求めている。認証制度が効果的であるには、教育の諸装置(dispositifs de formation)の質が保証されるべきであることを指摘し、そして、多様化し変化していく大学教育に対しては、教育の領域を明確にし、認証の内容や対象、実施の条件（終期や継続期間を含む）を定めることを求めている。そして、教育効果を高めるためには、事後の評価、特に学内における評価体制を整備することが必要であることを述べている。

現在の国民教育省の政策は、ほぼ会計監査院の指摘に従ったものと言える。すなわち、大学関係者や学生の要請に応じて国家学位の制度の枠組は守りつつも、大学の教育に関する事後的な評価制度等を構築し、教育の結果についても質の担保を図ることを目指していると考えられる。

その結果、国家学位の認証制度は、教育の大枠を定めるものとして今後とも維持されるものの、多様な質的保証の仕組みが構築・運用されていく中で、これまでのような絶対的な存在としてではなく、次第に役割を低下させ、質的保証の仕組みの一環として機能していくことになるであろう。そして、将来的には、質的保証の第一の役割は、国民教育省ではなく、各大学が負うことと考えられるようになるのではないだろうか。

## 結語

本稿では、国家学位と認証制度について記述してきたが、既にフランスにおいては、質的保証の中心は事前の統制から事後の評価へと移動し始めており、そのための仕組みが整備されてきているところである。事前統制から事後的な評価への動きは、新しい予算編成・執行の方式を定めた 2001 年の予算組織法(LOLF)<sup>18</sup>に基づく予算の在り方とも歩調を合わせており、単に大学改革だけでなく、そうした国家行政全体の動向の中での改革とも捉えることができる。

17 自律性の拡大は自主財源の拡大（授業料の徴収等）をも含んでおり、その点を学生は強く反対した。

18 2001 年 8 月 1 日制定の Loi organique relative aux lois de finances (LOLF)。予算配分について、予算積み上げによる配分方式(logique de moyens)から結果重視の方式(logique de résultats)に変更し、その執行を予算管理者の責任とし、執行の成果について評価を行うものである。国家予算制度の根本的な改革と考えられている。2005 年までに漸次導入され、2006 年から全面的に適用されることとされている。

したがって、大学が自己の責任において教育プログラムの質的保証を図らなければならなくなる余地が大きくなる訳であり、その意味では、フェリ国民教育大臣の更迭の一原因ともなった大学自律性（自治）の拡大の検討<sup>19</sup>は不可欠である。認証制度について評価した Kletz & Pallez (2001) は、大学政策の中において提供される教育と政策の他の要素の関連付けが不十分である理由について、国民教育省が大学の自治を尊重して大学の決定について関与を自制していることを挙げているが、国による大学の教育活動の統制はそもそも自治を認められている大学の在り方と合わないものであって、今後更に大学の自治が拡大していく中で、認証制度の役割は一層下がらざるを得ないであろう。

大学教育の質的保証を図るための新しい制度については、LMD 導入とともに進められており、既に一部については機能を始めているものもある。ただ、その仕組みの効果については、LMD に基づく教育による修了者が社会に出て行き、その評価が出始めて明瞭に現れてくることであろう。それについては、稿を改めて報告することとしたい。

## 参考文献

- 大場淳 (2003) 「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展—日本の国立大学の法人化とフランスの契約政策の比較考察—」『大学論集第 33 集』 37-56.
- 大場淳 (2004a) 「フランスの大学における「学力低下」問題とその対応」『広島大学大学院教育学研究科紀要第三部/第 52 号』 371-380.
- 大場淳 (2004b) 「フランスの大学における契約政策の展開とその将来—事務総局計画総庁の評価に基づいて—」日本高等教育学会第 7 回大会発表資料 (7 月 24 日)
- 大場淳 (2005a) 「フランスにおける大学教育改革 —第一期における教養教育の導入を中心に—」『広島大学教育学研究科紀要第三部/第 53 号』 341-350.
- 大場淳 (2005b) 「欧州高等教育圏創設とフランスの対応—新しい学位構造(LMD)の導入を巡って—」『大学論集第 35 号』 (3 月出版予定)
- Cour des Comptes (2003) *La gestion du système éducatif*. Journaux officiels, Paris.
- Dejean J. (2002) *L'évaluation de l'enseignement dans les universités françaises*. Haut Conseil de l'Évaluation de l'École, Paris.
- Direction de l'Enseignement supérieur (2001) *Mode d'emploi : Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la Recherche - Vague A 2003-2006*. Ministère de l'Éducation nationale, Paris.
- Direction de l'Évaluation et de la Prospective (DEP) (2005) *L'éducation nationale en chiffres 2003/2004 - édition 2004*. Ministère de l'Éducation nationale, Paris.
- Kletz F. & Pallez F. (2001) *L'offre de formation des universités : création de diplômes et stratégie d'établissement*. Centre de Gestion scientifique de l'École des Mines de Paris, Paris.
- Manceau C. (2002) Les labels de l'État: une terminologie complexe (1re partie). *La Lettre de l'Étudiant* numéro 654, 4-6.
- Renaut A. (1995) *Les révolutions de l'université: Essai sur la modernisation de la culture*. Calmann-Levy, Paris.
- Romainville M. (2002) *L'évaluation des acquis des étudiants dans l'enseignement universitaire*. Haut conseil de l'évaluation de l'école, Paris.

---

19 2003 年、LMD の導入準備が進められる中、リュック・フェリ(Luc Ferry)国民教育大臣は大学自治拡大のための法案検討を開始した。これに対して、国の高等教育への責任放棄や高等教育の質低下につながるなどとして、LMD 並びに当該法案への反対運動が全国的に展開された。法案は結局取り下げられ、翌年 3 月、国民教育大臣にはフランソワ・フィヨン(François Fillon)が就任した。